

林道の目的と効果



【林道とは】

林道は木材生産や森林管理のための林業活動のための道路です。
一般的に未舗装で幅員 4m 程度の構造で、まれに、舗装されていたり 2 車線の林道もあります。

【林道の目的】

岩手県の森林面積は広大な県土の約 8 割を占め、資源的な蓄積は進んでいるものの奥羽山脈や北上山地といった急峻な立地条件から、木材の生産や輸送面で大きなハンデを背負っています。

また、木材需要が低迷する状況での長引く木材価格の下落は、林業・木材産業の経営に一層の厳しさをもたらしています。

林道は伐採木の輸送効率を高めるだけでなく、高性能林業機械による低コストかつ集約的な林業を実現し、県産木材の市場競争力を高めるねらいがあります。

また、林道は恒久的な施設であるため、生育に長期間を要する森林を適切に管理するうえで欠くことのできない施設です。

林道整備による林業収益性の向上は、伐採跡地への造林や間伐などの森林管理といった再投資につながり、木材の質的向上や森林が有する水源涵養機能・災害防止機能など、地域へ持続的な経済効果や公益的機能をもたらすこととなります。

岩手県内の林道は、国有林を除き、大部分は市町村が管理しています。

しかし、市町村道ではありません。林道と市町村道はそれぞれ目的と根拠となる法律が異なるのです。

	林道	市町村道
根拠となる法律	森林法	道路法
法律の目的	第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。	第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。
法律での位置付け(抜粋)	(地域森林計画) 第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。 2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項	(道路の種類) 第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。 一 高速自動車国道 二 一般国道 三 都道府県道 四 市町村道

【なぜ今林道なのか？】

国では、京都議定書の森林吸収目標達成にむけ第 1 約束期間 (H19~24) で 330 万 ha の間伐目標を掲げ、その達成に向け路網整備と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業を重視しています。

また平成 22 年 6 月閣議決定された「新成長戦略」(~「元気な日本」復活のシナリオ~) では 21 の国家戦略プロジェクトの中に森林・林業再生プランが位置付けられ、強い林業の再生へ向け、路網整備や人材育成を集中的に整備し、H32 年までに木材自給率 50% を達成するとしています。

【写真で見る林道の効果】 ※イメージです

資源の蓄積が進む一方で森林へのアクセス路が不足する森林	林業経営の機械化・効率化及び適切な森林管理に資するため林道を整備	効率化、集約化により木材生産コスト、輸送コストなどを削減	林業収益性が改善され、林道沿線で林業が活性化。⇒地域経済に持続的な効果をもたらす。